

法人格と情報

～情報にまつわる組織法～

同志社大学 船津浩司

本報告では、法人格を跨いだ情報の移転に関する法的規律について、いくつかの状況を具体例として取り上げつつ、会社法をはじめとした組織法の視点から問題となりうる論点について検討したい。

第一の例として、企業グループ、すなわち株式保有関係を通じて2以上の会社が結合していると考えられている状況を考えたい（状況を簡単にするために、別々の事業を営んでいるA会社とB会社とが存在し、後者が前者の完全子会社であるとする）。この場合、たとえばB会社がA会社グループに所属し、A会社の完全子会社であったとしても、両社は別個独立の権利義務主体とされ、財産は相互に分離され（A会社の財産はB会社のものではなく、逆もまた同様）、法的には互いに相手方会社を「第三者」として取り扱うことになるのが原則である（個情法27条等参照）。

ここで、情報に関しても、法人格によって分離が生じることを前提とした議論がなされている。すなわち、法人格が分離されていることによって、当該会社間の情報の流れを阻害する何らかの効果があることを前提とした議論も見られるのである（金融規制法において業態別子会社参入方式が推進された背景にそのような考え方の一端を見ることができるかも知れない）。しかしながら、情報は無形であり、有体物を典型とする財産について論じられてきたところを自動的に当てはめることはできないはずである。法人格の存在（法人格の分離）が情報の流れにどのような影響を及ぼすかは、改めて検討してみる価値のある問題であると思われる。

第二の例として、組織再編時の利害関係者保護の問題の一環として、組織再編に伴う情報移転に際しての本人（データ主体）の保護の問題を検討したい。

具体的な規律として、事業承継による個人データの法人間移転の場合には本人の同意を不要とする個人情報保護法（以下「個情法」という）27条5項2号を取り上げたい。かかる例外規定が設けられた趣旨は、事業承継の円滑化（承継される個人データに係る本人が多数存在し、その全員から個別に同意を得ることが必要となると、事業承継自体が困難になる）にあるとされている。しかしながら、会社法においては、多数存在するがゆえに個別対応が困難な利害関係者の保護を図りつつ、組織再編をなお可能とするための技術として、債権者異議手続、株式買取請求制度および労働者保護手続等が設けられており、円滑

な組織再編の実施という政策目的実現を第一義とした場合であっても、利害関係者の関与を排除する制度設計にはなっていない。このような組織法（組織再編法）の規整論理に照らして、上記個人情報法 27 条 5 項 2 号をどのように理解し評価すべきかについて検討したい。

以 上